

くみあいニュース

山口大学教職員組合（2024年3月27日 Wednesday）

第278号（2023年度-第3号）／電話：083-933-5034・メール：fuy-union@galaxy.ocn.ne.jp

4月1日付けの就業規則改正案の組合への説明会開催(3/11) ～13項目の多岐にわたり一部問題あるも概ね制度改正案～

3月11日（月）午前11時から1時間強、4月1日付け改正が予定されている就業規則について、人事課から組合への説明がありました。人事課は林人事課長・河上副課長・坂田副課長等7名、組合は三原委員長・桑畑副委員長・滝野副委員長等7名が出席しました。規則改正案は全体で13項目ありましたが、ほとんど事前に人事課担当者から組合への説明があったものです。そうした際に指摘した疑問点や求めた資料についても適宜対応があり、また規則の下位の取扱要項改正等が必要とされている場合についても人事課関係者から事前の説明がありました。これは、以前は4月1日付けの規則改正案の提示・説明が3月に入ってから行われ、問題を含む改正案等の場合、「時間不足」となるケースがあったり、取扱要項改正について組合への説明と必要な協議が行われなかったこともあったため、労使交渉の原則を踏まえて対応の改善を求めたこと（ニュース276号参照）に大学が対応するようになったことによります。以下、各規則改正案の概要と組合の考え方を示します。




- 1. 職務専念義務免除期間の改正** >概ね労働条件改善（②の厳格化は大きな影響なしとのこと）
 - ①山大で実施する健康診断の代わりに他の医療機関で受診する場合、職務専念義務免除期間とする。
 - ②人間ドック受診の際の職務専念義務免除適用を厳格にし、1の年度につき1回限りとする。
 - ③山大での健康診断結果に基づき二次検査受診が必要な場合、病気の種類別に職務専念義務を2日までに拡大する。
- 2. 「労働基準法施行規則」および「有期労働契約の締結、更新および雇止めに関する基準」の改正に伴う本学規則の改正** >労働関係規則等改正を踏まえた所要の改正

: 本年4月1日からの労働条件明示ルール変更を踏まえて所要の規則改正を行う。具体的には、就業場所・従事業務の変更範囲、有機雇用労働者の契約上限明示及び更新回数変更時の理由説明等。
- 3. 再雇用職員就業規則を令和10年3月31日までの限時法に改めること**

: 令和6年（2024年）4月1日以降に61歳となる職員は、本規則ではなく、職員就業規則または契約専門職員就業規則の適用となり、本規則が適用される再雇用職員は令和10年（2028年）3月31日に全て退職となり、その時期をもって効力を失う。
- 4. 在宅勤務等手当の新設** >概ね労働条件改善

: 3カ月以上の期間で月平均10日在宅勤務した場合、光熱水費負担相当額として月額3,000円を支給する。ただし、通勤手当については適宜減額支給とする。
- 5. 高度技術手当の新設** >概ね労働条件改善

: 総合技術部の技術主幹は課長級であるが、一般事務の課長に支給されている管理職手当（62,300円）を支給していないため、今回、「高度技術手当（月額31,200円）」を新設・支給する。課長級ではあるが、管理監督業務がないため手当額は半額程度とするが、時間外手当の支給は可能である。
- 6. クロスアポイントメント手当の新設** >制度適用者への手当支給を可能とする措置

: クロスアポイントメント制度適用で、本学より高い俸給の他機関で業務に従事する者に対してその差額を適切に本人に支給できるよう手当を新設する。
- 7. 連携開設科目の開始に伴う勤務時間の変更** >3大学連係に伴う勤務時間変更
 

: 県大・学芸大連携による授業時間 10 分繰り下げを踏まえて必要な勤務時間変更を行う。

8. 育児短時間勤務者の拡大 >概ね労働条件改善。看護師等は適用外とのこと

: 未就学児までとしている育児短時間勤務を附属病院で交代制で診療に従事する大学教育職員等に限り小学校 3 年まで適用可能とする。



9. 職員の労働安全衛生体制にかかる関係規定の整備

: 労働安全衛生に関する全学の企画調整および助言を担う専任衛生管理者の選任、長時間労働となる医師への面接指導に係る面接指導実施医師の選任、リスクアセスメント対象物質健康診断、二次検査受診勧誘およびストレスチェック等の規定整備。

10. 契約専門職員の 1 年単位の变形労働時間制適用 >教諭業務の実態に即した限定的適用

: 附属特別支援学校の教諭業務に従事する契約専門職員に、一般教諭同様の 1 年単位の变形労働時間制適用を可能とする。

11. セクハラ・性暴力等の行為者への厳正な対処に関する学内規則の整備 >文科省通知を踏まえた改正

: 文科省通知等を踏まえて、性暴力行為をセクシャル・ハラスメント一般と区別して定義し必要な措置（懲戒処分を含む）を行うことをハラスメント防止・対策規則に明記する。

12. 国立大学法人山口大学ハラスメント防止・対策に関するガイドラインの改正 >山口労働局の指導を踏まえた改正

: パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントをガイドラインに明記する。

13. 病気休職等から職務復帰した職員の短時間勤務制度の新設等 >組合要望を踏まえた措置

: フルタイム勤務が可能と判断された者が復職した後に、諸般の事情で短時間勤務を希望した場合、これを「原則 3 カ月」まで認める。

説明を受け要望等提示 過半数代表者へも説明され意見書提出

以上について、各事業場過半数代表者への説明も行われており、組合の滝野副委員長が代表を務める吉田事業場では、3月6日に人事課からの説明が行われ、同代表は3月19日に規則改正案への意見書を提出しました。組合としては、説明当日に基本的な受け止めと問題点指摘・要望提示をおこなっていますが、組合役員会で再度議論した上で別途対応が必要と判断した場合は協議・申入れ等を行う旨伝えました。大学側はそうしたことも踏まえて、3月28日の経営協議会・役員会を経て確定したいとのことです。

修士・博士修了者の一般職初任給基準改正(年4号積上げを7号に)



この他、3月14日(木)午後には、人事課担当者が来室し、「初任給、昇格、昇給等に関する基準の一部改正案」「期末手当及び勤勉手当に関する取扱要項の一部改正案」「勤勉手当の勤務成績に関する取扱要項の一部改正案」(いずれも4月1日付け施行予定)等の説明がありました。

期末手当・勤勉手当の件は、昨年度のボーナス0.1月分引上げが12月期に一括支給されましたが、今年度は6月期に0.05月、12月期に0.05月それぞれ一昨年より引上げて支給するための改正です。

初任給等の基準改正については、一般職員に修士課程修了者・博士課程修了者を採用する際の初任給引上げのための改正とのことです。具体的には、修士・博士は大卒者の初任給(試験採用は1級25号俸、選考採用は1級20号俸)にそれぞれ1年当たり4号を加算して、例えば修士課程の試験採用者の場合、4号俸×2で8号俸を加算し1級33号俸としていたものを、1年当たり7号俸を加算することとし7号俸×2で14号俸を加算し1級39号俸とするという改正です。この改正を行った後は、在職者のうち1級の者については、4月1日付けで初任給を再計算したうえで号俸調整を図りたいとのことでした。これにより、現在山口県・山口市より低額な山口大学の初任給は逆に上回ることになり、応募・採用者の増が期待され、大学院進学者の増加にも繋がる可能性があるとのことです。なお、2級以上の者については、1級の場合のような新採用者と在職者の給与逆転現象は起きないため、特に調整は予定していないとのことです。